

高橋・只木ゼミ前期第3問検察側反対尋問レジュメ

文責:1班

I. 反対尋問

1. 弁護レジュメ 2 頁 4 行目において、「本説では実質的な構成要件の拡張も認められる」とあるが、なぜそのようにいえるのか。
2. 弁護レジュメ 2 頁 10 行目において、「財産犯において認識と事実に食い違いがある場合」に構成要件相互に重なり合いが認められるとするが、なぜ財産犯一般について法条競合が認められるといえるのか。
3. 符合が認められない場合の処理はどうするのか。
4. 弁護レジュメ 3 頁 3 行目において「違法薬物の所持に対して罰則を加えているという点において共通している」とあるが、この部分について弁護側の説において全く触れられていないにもかかわらず言及しているのはなぜか。

以上